

函館市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の適切な保護を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき、函館市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 要保護児童に加え要支援児童若しくはその保護者または特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換
- (2) 要保護児童等に対する支援の内容に関する協議
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な活動

(組織)

第3条 協議会は、別表の第1欄に掲げる関係機関等（以下「関係機関等」という。）をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置き、函館市子ども未来部長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(要保護児童対策調整機関)

第4条 市長は、法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）として、函館市子ども未来部次世代育成課を指定する。

2 調整機関は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会に関する事務の総括
- (2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握
- (3) 児童相談所その他の関係機関等との連絡調整

(会議)

第5条 協議会に、代表者会議、実務者会議および個別ケース検討会議を置く。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、要保護児童対策全般についての情報交換、協議会の活動方針、関係機関等の連携のあり方および役割分担等について協議する。

2 代表者会議は、別表の第2欄に掲げる者をもって構成する。

3 代表者会議は、会長が招集し、主宰する。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、要保護児童の実態把握、要保護児童対策を推進するための啓発活動の企画ならびに要保護児童等についての情報交換および援助について協議する。

2 実務者会議は、関係機関に属する要保護活動の実務を担当する者のうちから、それぞれ別表の第2欄に掲げる者が推薦する者をもって構成する。

3 実務者会議は、調整機関の長が招集し、主宰する。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等について、関係機関に対し、相談または通告のあった事案に関する具体的な情報交換および援助方法等について協議する。

2 個別ケース検討会議は、前項の事案ごとに、当該要保護児童等に現に関与し、または、今後関与する可能性がある関係機関等に属する者のうちから、それぞれ別表の第2欄に掲げる者が推薦する者をもって構成する。

3 個別ケース検討会議は、調整機関の長が招集し、調整機関の長が指名する者が主宰する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

函館市要保護児童対策地域協議会の関係機関等

区 分	第 1 欄		第 2 欄
国又は地方公共団体の機関 (法第 25 条の 5 第 1 号)	国	函館地方法務局	人権擁護課長又はその代理人
		函館家庭裁判所	所長又はその代理人
		函館保護観察所	所長又はその代理人
		函館少年鑑別支所	所長又はその代理人
	北海道	北海道警察函館方面本部	生活安全課長又はその代理人
		函館中央警察署	署長又はその代理人
		函館西警察署	署長又はその代理人
		函館児童相談所	函館児童相談所長又はその代理人
	函館市	子ども未来部	子ども未来部長
		福祉事務所	所長又はその代理人
		福祉事務所生活支援総務課	生活支援総務課長又はその代理人
		福祉事務所湯川福祉課	福祉課長又はその代理人
		福祉事務所亀田福祉課	福祉課長又はその代理人
		子ども未来部子どもサービス課	子どもサービス課長又はその代理人
		子ども未来部子育て支援課	子育て支援課長又はその代理人
		子ども未来部次世代育成課	次世代育成課長又はその代理人
		子ども未来部母子保健課	母子保健課長又はその代理人
		教育委員会学校教育部学校教育課	学校教育課長又はその代理人
		教育委員会学校教育部教育指導課	教育指導課長又はその代理人
消防本部救急課		救急課長又はその代理人	
法人 (法第 25 条の 5 第 2 号)	公益社団法人函館市医師会		代表者又はその代理人
	一般社団法人函館歯科医師会		代表者又はその代理人
	函館弁護士会		代表者又はその代理人
	社会福祉法人函館厚生院函館くるみ学園		施設長又はその代理人
	社会福祉法人函館国の子寮 国の子寮		施設長又はその代理人
	社会福祉法人聖パウロ会函館さゆり園		施設長又はその代理人
	特定非営利活動法人ウイメンズネット函館		代表者又はその代理人
	社会福祉法人 函館市民生事業協会	函館市松陰母子ホーム	施設長又はその代理人
		函館高砂母子ホーム	施設長又はその代理人
	特定非営利活動法人青少年の自立を支える道南の会 青少年自立援助ホームふくろうの家		代表者又はその代理人
	特定非営利活動法人シゴトシンク北海道 児童自立援助ホームサイド 7		代表者又はその代理人
その他の者 (法第 25 条の 5 第 3 号)	函館市小学校長会		代表者又はその代理人
	函館市中学校長会		代表者又はその代理人
	函館市民生児童委員連合会		代表者又はその代理人
	函館市町会連合会		代表者又はその代理人
	函館市 P T A 連合会		代表者又はその代理人
	北海道高等学校長協会道南支部		代表者又はその代理人
	函館保育協会		代表者又はその代理人
	道南地区私立幼稚園連合会		代表者又はその代理人
	函館市学童保育連絡協議会		代表者又はその代理人
	函館市地域活動連絡協議会		代表者又はその代理人
	函館 Y W C A ・ C A P グループ		代表者又はその代理人
	函館人権擁護委員連合会		代表者又はその代理人
	はこだて若者サポートステーション		代表者又はその代理人
	函館地域障がい者自立支援協議会子ども部会		代表者又はその代理人
	北海道子どもの虐待防止協会道南支部		代表者又はその代理人
	その他市長が指名する者		